

令和5年2月24日	第163回社会保障審議会医療保険部会	参考資料2
令和5年2月17日	デジタル庁「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」 中間とりまとめ 参考資料（一部更新）	

中間とりまとめ 参考資料

令和5年2月17日

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- 電子証明書により、スマホやパソコンで各種手続きや契約が可能
- 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- さらに、将来的にはAIその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続きをスムーズに

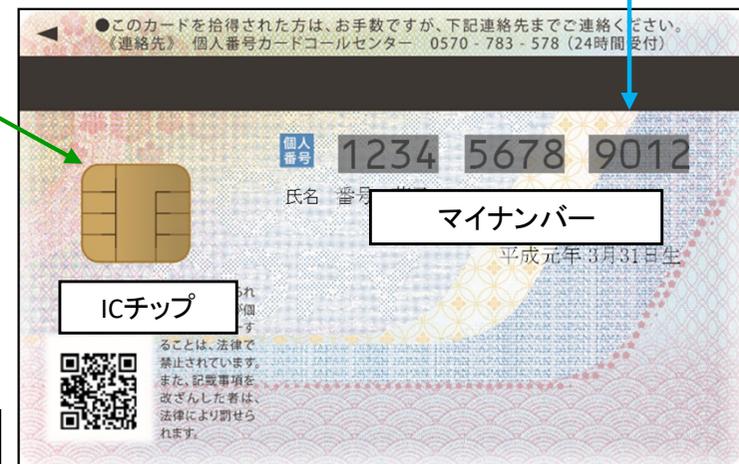
➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

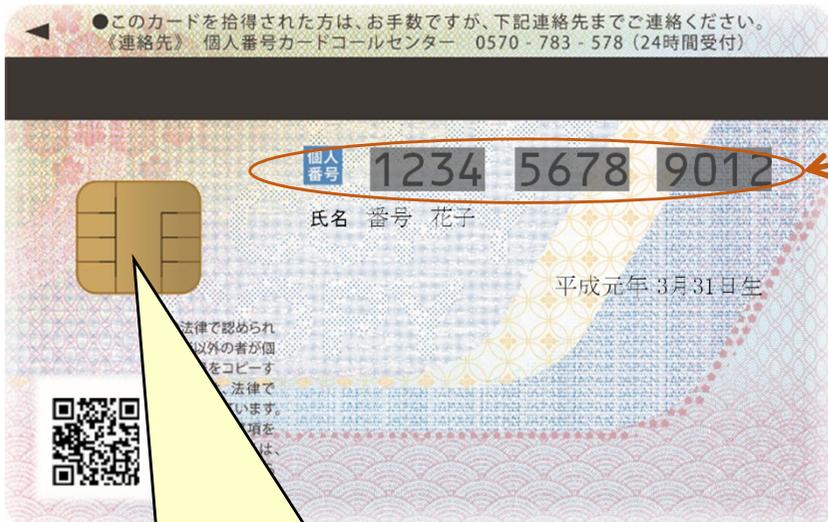
- 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名 露 太郎
生年月日 〇年〇月〇日
性別 男
住所 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2
発行番号 S1111
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構

署名用公開鍵

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222
発行年月日 〇年〇月〇日
有効期間 〇年〇月〇日
発行者 機構

利用者証明用公開鍵

民間も活用が可幅広く

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証

- ・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に